

「岡山市創業者支援事業補助金」の 申し込みを受け付けます

岡山市内で創業される方を対象に、補助限度額50万円まで補助する補助金の受付を4月17日より開始します。

1 募集期間

令和5年4月17日(月)～6月30日(金)

2 内容

本市内における創業者数の増加を図り、地域経済を活性化するため、市内で創業される方を対象に、事業の立ち上げ及び実施に必要な経費の一部を補助します。

3 補助対象者

令和5年4月1日から令和6年3月8日までに岡山市内において創業される方

※補助の条件等は別紙にてご確認ください。

4 補助対象経費

店舗等借入費、設備費、広報費、起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

5 補助率及び補助限度額

補助対象経費(税抜き)の2分の1以内で補助限度額50万円

6 申請先

岡山市 創業支援・雇用推進課

【問い合わせ先】

岡山市 創業支援・雇用推進課 松野 直通086-803-1353 内線4584

岡山市創業者支援事業補助金

岡山市内における創業者数の増加を図り、地域経済を活性化するため、市内で創業される方を対象に、事業の立ち上げ及び実施に必要な費用の一部を補助します。

補助対象者

以下①、②のいずれかに該当する方であること

① 事業を営んでいない個人であり、**令和5年4月1日から令和6年3月8日の間に**岡山市内で創業する方であって、その期間内に、個人事業を開業する方、又は、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を設立し、その代表となる方。

② 既に、個人事業を営む方又は法人等の代表者であって、**令和5年4月1日から令和6年3月8日の間に**、「**日本標準産業分類**」（平成25年10月改訂）の**大分類**において、**既に営んでいる事業と異なる分類の事業**を、岡山市内で新たに個人事業として開業する方、又は、株式会社・合同会社・合名会社・合資会社を設立し、その代表となる方。

主な補助の条件

- ① 岡山市内に住民登録を行っている個人の中小企業者であること、又は、岡山市内に法人の本店所在場所がある法人の中小企業者であること。
- ② 産業競争力強化法に基づき岡山市の認定連携創業支援等事業者が実施した**特定創業支援等事業による支援を受ける**とともに、同事業による支援を受けたことを証する書類が提出できること。
- ③ 岡山市内で創業したもの。
- ④ 市税を完納していること。

※**国や県及び他自治体等の補助金・助成金制度**（例：「小規模事業者持続化補助金」、「おokayama起業支援金」など）**が交付決定された場合には本補助金の対象外となります。**

募集期間・採択者の決定

- ・募集期間：令和5年4月17日(月)～**6月30日(金) 必着**
- ・応募書類を審査し、審査結果が上位の方から予算の範囲内で採択します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
店舗等借入費、設備費、広報費、起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	1 / 2	50万円

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市創業支援・雇用推進課
☎086-803-1353 ✉startup@city.okayama.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000009127.html>
※応募要件等、詳細はホームページ掲載の募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象経費

令和5年4月1日から令和6年2月29日の間に支払ったことが書面で確認できる以下の経費

項目	内容
店舗等借入費	・ 事業に関わる事務所、店舗、倉庫の賃料
設備費	・ 事務所、店舗の開設に伴う外装工事・内装工事費 ・ 機械設備、備品（単品で税込3万円以上のもの）の購入費・リース料・レンタル料 ・ 事業のみに利用する特定業務用ソフトウェア（会計ソフト、CADソフトなど）の購入費（インストール費を含む）・リース料・レンタル料・クラウド利用料
広報費	・ ホームページ制作費・クラウド利用料 ・ パンフレット、チラシ制作費 ・ 広告費 ・ 看板、名刺、ショップカード、ロゴマーク、料金表（メニュー表など）制作費
起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	・ 開業・法人設立・既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士などに支払う申請資料作成経費 ・ 会社設立に係る定款認証料

※詳細は募集要項の別紙2「補助対象経費一覧表」でご確認ください。

応募書類

	提出書類名	提出部数	提出先
1	応募書類チェックシート	原本1部	〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市産業観光局商工部 創業支援・雇用推進課 startup@city.okayama.lg.jp 郵送または持参により提出ください。 あわせて、事業計画書の電子データを上記アドレスに送付ください (※)
2	事業計画書の提出について（様式1）	原本1部	
3	事業計画書（※）（様式2）	原本1部 副本3部 電子データ	
4	補助金所要額調書（様式3）	原本1部	
5	事業計画書の確認書（様式4）	原本1部	
6	特定創業支援事業報告書の写し	原本1部	

※事業計画書の電子データがない方は、電子データの提出は不要です。

補助金交付までの流れ

